

議案第1号

三鷹・東京練馬間及び三鷹・東京世田谷間の国土  
開発幹線自動車道建設線の基本計画について

平成19年12月

国道有第133号

平成19年12月21日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

三鷹・東京練馬間及び三鷹・東京世田谷間の国  
土開発幹線自動車道建設線の基本計画について

標記について、別紙1及び別紙2のとおり決定したいので、  
国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議い  
たします。

## 付議する理由

国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから別紙1及び別紙2の建設に関する基本計画を決定するため、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

## 別紙 1

### 三鷹・東京練馬間の国土開発幹線自動車道建設線 の基本計画案

1. 建設線の区間 三鷹市から東京都練馬区まで
2. 建設線の主たる  
経過地 武蔵野市 東京都杉並区
3. 標準車線数 6車線
4. 設計速度 80キロメートル／時
5. 道路等との主たる  
連結地 三鷹市付近 東京都練馬区付近
6. 建設主体 国土交通大臣又は高速道路株式会  
社法（平成十六年法律第九十九号  
）第1条に規定する会社

## 別紙2

### 三鷹・東京世田谷間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画案

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 建設線の区間         | 三鷹市から東京都世田谷区まで                            |
| 2. 建設線の主たる<br>経過地 | 調布市                                       |
| 3. 標準車線数          | 6車線                                       |
| 4. 設計速度           | 80キロメートル／時                                |
| 5. 建設主体           | 国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社 |